

石川町第6次総合計画後期基本計画（原案）にお寄せいただいた御意見と本町の考え方

1. 意見募集の期間 令和6年1月30日（火）から令和6年2月13日（火）まで
2. 意見の件数 3件（1名）
3. 意見内容とそれに対する本町の考え方
 - ・お寄せいただいた意見等は、原文のまま掲載しています。
 - ・事務事業に対する個別要望等については掲載せず、担当課と協議、検討してまいります。

No.	頁	意見等	町の考え方
1	P. 6	<p>【第1章 まちの将来像の11～12行目】</p> <p>“一人ひとりが「幸せ」を実感できるまちを目指します”とあるが、目指す「幸せ」の姿がイメージできない。一人一人が違う幸せを感じればよいというのでは施策として無責任ではないか。将来像をイメージできる具体性のある表現ができないか検討いただきたい。</p>	<p>「幸せ」は、一律に定義できるものでなく一人ひとり異なるものであることを前提としています。町としましては、全ての住民が、将来、結果としてそれぞれの「幸せ」を実感できるようなまちづくりを目指し、種々の施策を本計画に基づき講じていく考えです。</p>
8	P. 84	<p>【6-1. 協働によるまちづくりの推進の4行目】</p> <p>“また、自治センターや自治協議会の活性化に向けて・・・”とあるが、町内の6地区全部に地域自治協議会が設置され、まさに地域自治を目指す中であって、両者の立ち位置を並立の表現でいいのでしょうか。自治センター設置条例は廃止することになるのでしょうか。</p>	<p>自治協議会は自治センターの運営主体ですが、町としては、両者の活性化に取り組むという趣旨でこのような表現としています。</p> <p>また、石川町自治センター条例（平成21年石川町条例第2号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に基づく、公の施設の設置及び管理について定めた条例であることから、地域自治協議会設立後</p>

No.	頁	意見等	町の考え方
			であっても、当該条例を廃止する必要はないと考えています。
10	P.93	<p>【(3) 町民協働型まちづくりの推進の1行目】</p> <p>“自治センターの指定管理者制度を活用し、・・・”とあるが、この表現は全くの誤りである。「自治センター」ではなく、「地域自治協議会」の指定管理者制度導入である。</p>	指定管理の対象は「公の施設」であることから、この箇所の記述は「自治センター」が相応しいと考えています。